

第5回「防府市自治基本条例推進協議会」会議録概要

開催日時 令和7年11月12日（水）午後4時00分～4時30分
会 場 防府市役所本館2階 共用会議室2A2B2C
出席委員 9人（欠席：0人）
傍聴人 0人（報道：0人）
概 要 （発言要旨の文章表現は、簡略化しています。）

◎協議事項

防府市自治基本条例の見直しに関する提言書（案）について

○事務局

定刻になりましたので、第5回防府市自治基本条例推進協議会を開催いたします。

※防府市自治基本条例推進協議会設置要綱第5条第2項の規定に基づき協議会成立を報告。

それでは、ここからの進行を横田委員長、お願ひいたします。

○委員長

皆さんこんにちは。本日も、ご協議よろしくお願いします。

※防府市参画及び協働の推進に関する条例第14条に基づき協議会を公開する旨を確認。

本日は、本協議会から市長へ提出する提言書の案について、協議いただきたいと思います。

「次第の1 防府市自治基本条例見直しに関する提言書（案）」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

防府市自治基本条例見直しに関する提言書の案をご覧ください。

前回提出いただいた提言書を参考に事務局で作成いたしました。

まず、「はじめに」の部分は、条例、協議会、協議会での検証作業などについて説明し、市に対し提言書を受けて必要な改善に努めることと記載しています。

「はじめに」については、前回と同様に委員長のお名前のみとしており、この部分は事務局と委員長で作成したいと思います。

次が目次です。項目は、「検証の結果」と、「協議会の概要」としています。

1ページめくっていただいて、「1 検証の結果」です。

見直しにあたって、本協議会において提言書を提出することを確認し、時代や社会情勢の変化に対応しているかに着目して検証を行ったという進め方について記載しております。

また、いただいたご意見を「条例の見直しについて（提言）」と「運用状況について（意見）」として記載することとしています。

（1）で条例の見直しについての提言を記載しています。

条例の見直しについて、今回の協議会では、主に第3条第2号の市民等の定義について、ご意見をいただきました。

市外に住所を置く不動産所有者について、市民等に含めるかどうか意見が分かれましたが、急いで見直すことはせず、今後の市の方針や国の動向も見据えながら、継続して検討することを要望として

記載しております。

（1）条例の見直しについての説明は以上です。

○委員長

それでは（1）条例の見直しについての部分で、この案に対するご意見等がございましたら、よろしくお願ひします。

○A委員

この部分について、私の方で意見させていただきましたが、よくまとまっていると思いますので、私としては異議はございません。

○委員長

その他、何かご意見はありませんでしょうか。（意見なし）

それでは、承認とします。

つづいて「（2）条例の運用状況等」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、運用状況について、7項目ありますが、順にご説明します。

こちらは条文に関するご意見ではなく、取組みに関するご意見ですので、関連条文は記載しておりません。

ア 市議会の役割と責務、条文は第8条です。主には議会のインターネット中継の周知に関する意見となっております。

次に、イ 市の職員の責務、条文は第12条です。主には職員や会計年度職員の研修に関する意見となっております。

次に、ウ 総合計画、条文は第13条です。主には総合計画の進捗状況等の情報発信に関する意見となっております。

次に、エ 公益通報、条文は第21条です。主には公益通報の適切な運用に関する意見となっております。

次に、オ 意見聴取、条文は第27条です。主には計画等のアンケートの調査方法や設問に関する意見となっております。

次に、カ 協働の推進、条文は第30条です。主にはNPO法人等の支援の取り組みに関する意見となっております。

最後にキ 国、山口県及び他の自治体との連携、条文は第31条です。主には、他市町との連携の取組の推進に関する意見となっております。

説明は以上です。

○委員長

それでは、運用状況について、何かご意見がございませんでしょうか。

○B委員

「自治基本条例の解説」についても、適時見直しをされてはという意見をさせていただいたかと思うのですが、軽微なことなので提言書には載らないということでしょうか。

○事務局

解説の見直しにつきましては、すでに進めておりますので、提言書には記載しない方向で考えています。

○B委員

分かりました。ありがとうございます。解説の修正版をいただけたら嬉しいです。

○事務局

「自治基本条例の解説」の修正版については、後日、送付いたします。

○委員長

その他、何かございませんか。

これまでの協議会の中で出た意見を盛り込んでいると思いますが、ここはこういう形に変えたほうがいいというようなご意見や、或いは漏れとかございませんでしょうか。

ご意見もないようですので、この案で、原則いきたいと思います。

それでは、提言書案のここまでについて、ご承認をいただきましたので、続いて「2 防府市自治基本条例推進協議会の概要」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

「2 防府市自治基本条例推進協議会の概要」について、説明させていただきます。

まず、5ページですが、開催状況として各開催日と、どのようなことをご協議いただいたか、簡単に記載しております。

次に、6ページには本協議会の委員名簿を載せております。

最後に、7ページには本協議会の設置要綱、裏表紙には事務局の所在地等を記載しております。

説明は以上です。

○委員長

協議会の概要の部分で、資料になりますけれども、この部分でご意見があればお願いします。

○C委員

第5回の会議は今日だと思いますけど、10月12日となってますが、11月12日の間違いではないでしょうか。

○事務局

申し訳ありません。修正いたします。

○委員長

その他、ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、提言書案について協議をして参りましたけれど、今回、大きな意見はなかったと思います。この後に、何か意見があった場合、いつぐらいまでなら対応できますか。

○事務局

来週末までに何かお気づき等あれば、ご連絡いただければと思います。

また、いただいたご意見は、委員長と協議して、決めさせていただこうと思います。

○委員長

もし何かお気づきがありましたら、来週21日ぐらいまでに、事務局の方にお伝えください。

最終的な修正は、事務局と私の方にお任せいただければと思います。その後、確認をしていただくという形にしたいと思います。そのような進め方でよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、協議会はこれで終わりとなります。

今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局

今回、皆さんで作っていただきましたこの提言書案につきましては、最終的に市長に提出いたします。前回と同様に、委員長と副委員長にお越しいただいて、提出をお願いしたいと思っております。委員長と副委員長につきましては、また日程調整をよろしくお願ひいたします。

いただいた提言書につきましては、市の全ての部署へ配布いたします。いただいたご意見等については、各所属においてそれぞれ取り組んでまいります。

また、防府市議会議員にも配布をし、市ホームページにおいても公開をいたします。

市のホームページ、市広報へ提言書の提出について掲載したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

今後のスケジュールは以上になります。

◎委員長あいさつ

○事務局

委員の皆様、長い間、ありがとうございました。

会議も最後になりますので、事務局から総合政策部長が挨拶をさせていただきます。

◎総合政策部長あいさつ

○事務局

以上で、防府市自治基本条例推進協議会を終了いたします。

皆様ありがとうございました。